

保育料について

◆問い合わせ

福祉課社会福祉班 ☎84-1257

◎保育料の決め方

保育料は、その世帯の負担能力に応じてご負担いただくことになっており、前年分の所得税などに応じて階層別に決まります。お子さんと同じ世帯の父母及び扶養義務者の方（家計の主宰者である場合に限る）の課税額の合計によって決まります。

法律に基づき、国から保育料の基準額が示されていますが、町では保護者負担の軽減を図るため、町独自の財源（税金）を使い、国の基準額の半額程度に抑え、県内自治体と比較しても低めとなっています。

なお、平成 23 年分所得税より、年少扶養控除及び 16 歳から 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、保育料決定にあたっては、これらの控除の廃止の影響が生じないように、税額の変動を調整した金額で計算しています。

■平成 24 年度保育所徴収金（保育料）基準額表

世帯階層区分			徴収金基準額（月額）		参考：平成 23 年度国の徴収基準額	
			3 歳未満児	3 歳以上児	3 歳未満児	3 歳以上児
第 1	生活保護法による被保護者世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
第 2	第 1 階層及び第 4～第 8 階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	4,000 円	3,000 円	9,000 円	6,000 円
第 3		町民税課税世帯	10,000 円	8,500 円	19,500 円	16,500 円
第 4	第 1 階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	40,000 円未満である世帯	16,500 円	13,500 円	30,000 円	27,000 円 （保育単価限度）
第 5		40,000 円以上 103,000 円未満である世帯	28,000 円	21,000 円	44,500 円	41,500 円 （保育単価限度）
第 6		103,000 円以上 413,000 円未満である世帯	35,000 円	25,000 円	61,000 円	58,000 円 （保育単価限度）
第 7		413,000 円以上 734,000 円未満である世帯	41,000 円	30,000 円	80,000 円 （保育単価限度）	77,000 円 （保育単価限度）
第 8		734,000 円以上である世帯	50,000 円	33,000 円	104,000 円 （保育単価限度）	101,000 円 （保育単価限度）

※同一世帯で保育所等に複数入所している場合は 2 人目が半額、3 人目以降が 0 円となります。

第 2・第 3 階層でひとり親世帯や障がい者世帯の場合、少額軽減されます。

東日本大震災に伴う国民年金保険料特例免除の申請期間が延長

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により被災し、財産の損害（被害金額がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である場合）を受けられた方は申請により、平成 23 年 2 月から平成 24 年 6 月までの期間のうち、必要と認められる期間について保険料の免除、または納付を猶予することができます。

必要なもの ①年金手帳 ②印かん ③罹災証明書の写し
申請期間 6 月末まで

◆手続き・問い合わせ

住民課国保年金班 ☎(84) 1214

横芝光町都市計画マスタープランを策定

町には「横芝都市計画」と「光都市計画」の都市計画区域があります。その 2 つの区域となっている都市計画を統合するため、都市計画の基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を策定し、今月の広報と一緒に概要版を配布しました。本編は、都市建設課または町ホームページでご覧いただけます。

◆問い合わせ

都市建設課管理計画班 ☎(84) 1217

ホームページ

<http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp>